

8 福薬発第 188 号
令和 8 年 10 月 9 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会長 小田 真稔

「攻めの予防医療」 6 つの重点分野における薬剤師・薬局の取組について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、日本薬剤師会から、別添のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

政府が本年 7 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2026」においては、「攻めの予防医療」の推進が重要施策として位置付けられ、「地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化」が明記されました。

さらに、厚生労働省は、「攻め」の取組を具体化するため、6 つの領域を直ちにに取り組むべき重点領域として位置付けた「U. E. N. O. Plan～攻めの予防医療厚生労働省関係施策～」を取りまとめ、公表しました。

今般、薬剤師・薬局が健康サポート機能をより一層発揮し、予防医療を推進していくため、この 6 つの領域における薬剤師・薬局の役割や取組について、日本薬剤師会が別添のとおり整理しました。

つきましては、本資料を貴会会員にご周知いただき、薬局における取組の充実・強化を呼び掛けていただくとともに、薬剤師・薬局が予防医療分野において一層その役割を発揮し、地域住民の健康増進に寄与できるよう、関係団体及び関係行政機関との連携を図っていただきますよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

日薬業発第331号
令和8年10月6日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 岩月 進
(会長印省略)

「攻めの予防医療」6つの重点分野における薬剤師・薬局の取組みについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年の薬機法改正により、従前の健康サポート薬局が「健康増進支援薬局」として法定化され、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する薬局の機能（健康サポート機能）をより一層発揮する仕組みが整えられました。この新たな制度の下、薬剤師・薬局は、健康サポート機能の一層の充実・強化に努め、医薬品の提供のみならず、地域住民の健康増進に貢献していかなければなりません。

こうした中、政府が本年7月に決定した「経済財政運営と改革の基本方針2026」（骨太の方針2026）においては、「攻めの予防医療」の推進が重要施策として位置付けられ、「地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化」が明記されました。

さらに厚生労働省は、「攻め」の取組を具体化するため、6つの領域を直ちに取り組むべき重点領域として位置づけた「U. E. N. O. Plan～攻めの予防医療厚生労働省関係施策～：Understand, Exercise, Nourish and Optimize for Better Health」をとりまとめ、公表しています。

今般、薬剤師・薬局が健康サポート機能をより一層発揮し、予防医療を実践するべく、この6つの領域における薬剤師・薬局の役割や取組みについて、別添のとおり整理いたしました。

都道府県薬剤師会におかれましては、本資料を貴会会員にご周知いただき、薬局における取組の充実・強化を呼び掛けていただくとともに、薬剤師・薬局が予防医療分野で一層その役割を発揮し、地域住民の健康増進に資するべく、都道府県内の関係者・関係行政との連携を図っていただくよう、ご高配の程をお願い申し上げます。

<別添>

1. 「攻めの予防医療」6つの重点分野における薬剤師・薬局の取組みについて
(令和8年10月・日本薬剤師会)
2. 「攻めの予防医療」6つの重点分野における薬剤師・薬局の取組み (図)

<参考>

厚生労働省「U. E. N. O. Plan～攻めの予防医療厚生労働省関係施策～：

Understand, Exercise, Nourish and Optimize for Better Health」

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_00154.html

「攻めの予防医療」 6つの重点分野における薬剤師・薬局の取組み

令和8年10月
日本薬剤師会

薬剤師・薬局はこれまでも、服薬支援、健康相談、受診勧奨、在宅医療、多職種連携などを通じて、地域住民の健康を支えてきました。今般、日本薬剤師会が示した「『攻めの予防医療』に対する薬剤師・薬局の取組み」は、こうした既存の実践を否定したり、まったく新しい業務へ置き換えたりするものではなく、これまで各薬局や地域で積み重ねてきた取組みを基盤として、その範囲と質をさらに高めていくという考え方です。

すなわち、地域住民に身近な医療提供施設・医療専門職として、健康な段階から疾病予防、早期発見、治療継続、重症化予防まで切れ目なく支援すること、「地域の健康増進支援の拠点」となることです。

今般、厚生労働省「U. E. N. O. Plan～攻めの予防医療厚生労働省関係施策～」において示された重点分野は、①栄養・食生活、②がん・循環器病等、③歯科保健、④認知症、⑤リハビリテーション、⑥性差に由来するヘルスケア、の6分野です。

一般に「予防医療」とは、病気にならないための「一次予防」、早期発見・早期治療の「二次予防」、発症後のフェーズでの「三次予防」（重症化予防など）を含む広い概念ですが、これらの分野における薬剤師・薬局の取組みは、日常の健康に関する相談や服薬支援などの延長線上にあります。

相談時に得られる情報、服薬状況、健診結果、検査値、本人や家族との会話などを活用し、日ごろからの啓発とともに、疾病リスクや生活上の変化に早く気づき、その状況に応じた助言等を行うことや、必要に応じて医療・介護、行政や保険者などへ確実につなげること、こうした取り組みをさらに一歩踏み込み、個々人の生活や背景に寄り添った継続的な対応を行うことが、まさに予防医療の実践です。

そして、薬局DXによる情報の活用、国民の健康リテラシーの向上、早期の気づき、多職種・多機関連携が、そうした活動・取組みの基盤となります。

薬剤師・薬局は、地域住民のライフステージを通じた伴走者としての役割を担うことができます。健康な段階でのくすり教育やセルフケア支援、発症後の一元的・継続的な服薬管理、重症化・介護段階での在宅医療や終末期支援まで、ライフステージを通じた関わりがますます重要となります。

「攻めの予防医療」6つの重点分野における薬剤師・薬局の取組み

2026年10月
日本薬剤師会

「地域の健康増進支援拠点」へ

地域住民に身近な医療提供施設・医療専門職として、健康な段階から疾病予防、早期発見、治療継続、重症化予防まで切れ目なく支援

1 栄養・食生活

- ・ 食事・栄養相談／生活習慣改善の支援
- ・ 管理栄養士等と連携した栄養指導
- ・ 健診結果を踏まえ生活習慣病発症の予防
- ・ 低栄養・フレイルの予防・早期発見
- ・ 医薬品と健康食品等との相互作用の情報提供

2 がん・循環器病等

- ・ がん検診・特定健診の周知、医療機関につなぐ
- ・ 禁煙支援、HPVワクチンの案内
- ・ 症状・検査値の変化に気づき、医療機関につなぐ
- ・ 心不全服薬管理指導、健康管理、再入院予防
- ・ 抗がん剤の副作用モニタリング、治療継続支援

3 歯科保健

- ・ オーラルフレイルの早期発見、歯科健診勧奨
- ・ 口腔チェック啓発、医療機関につなぐ
- ・ 歯周病と糖尿病との関連を踏まえた生活指導・口腔ケア相談
- ・ 口腔ケア用品や義歯関連用品の相談
- ・ 薬剤性口腔乾燥への対応

4 認知症

- ・ 服薬状況・会話から認知機能低下に気づき医療・介護・地域の支援につなぐ
- ・ 認知症予防やMCIの周知、認知症カフェ等への参加支援
- ・ 副作用・ポリファーマシーの影響の確認と適正化
- ・ 一包化、服薬支援機器の活用による服薬支援
- ・ 家族からの相談対応と多職種との情報共有

5 リハビリテーション

- ・ ふらつき・転倒・眠気につながる薬剤の適正化
- ・ 骨粗鬆症患者の服薬継続と骨折・フレイル予防
- ・ 在宅・退院後の栄養・運動・服薬の支援

6 性差に由来するヘルスケア

- ・ 月経・更年期(男性含む)等の相談対応
- ・ 妊娠・授乳期のくすり相談、適正使用支援
- ・ HPVワクチン・子宮頸がん検診等の啓発
- ・ 女性のやせ・低栄養・骨粗鬆症等への対応、医療機関につなぐ
- ・ プレコンセプションケアの推進

6分野共通の 取組基盤



薬局DXによる情報の活用
健診・服薬・健康情報を把握・連携



健康リテラシー向上
国民の理解を深め、行動変容を
支援



早期の気づき
疾病リスクを捉え、医療機関に
つなぐ



多職種・多機関連携
医療・介護・行政・保険者等と協働

ライフステージ を通じた関与

<健康>

- ・ くすり・健康に関する教育
- ・ セルフケア・セルフメディケーション支援

<発症>

- ・ 相談対応
- ・ 服薬の一元的・継続的管理

<重症化・介護>

- ・ 在宅医療
- ・ 介護・終末期の支援
- ・ ACPへの参加